平成２５年（フ）第４２１１号
大阪市此花区酉島１丁目６番６号　竹井文化
債務者　板野　町子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１２号
大阪府八尾市東山本新町２丁目３番３号　東山本ハイツ115号
債務者　出村惠偉子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２０号
大阪府門真市大字三ツ島788番地の６
債務者　井関　慶ゑ
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２１号
大阪市城東区中央１丁目４番18―403号
債務者　大西　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２５号
大阪市平野区喜連東３丁目７番33―504号
債務者　海野　　浩
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３２号
大阪府枚方市牧野北町８番６―106号
債務者　佐々木義博
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１号
青森県八戸市根城６丁目９番13号
債務者　荻原　照子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字妙字黒ケ沢４番地22
債務者　高田　洋孝
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
青森県八戸市大字妙字黒ケ沢４番地22
債務者　高田　ソメ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
仙台市若林区南染師町82番地
債務者　川崎　雄二
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
福島県石川郡石川町大字沢井字十三塚17番地
債務者　大島　恒夫
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
茨城県古河市諸川2042番地３　アビタシオン108号
債務者　大塚　剛由
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７５号
茨城県筑西市成井405番地
債務者　横尾　武久
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８０号
茨城県筑西市玉戸1523番地30　山崎荘202
債務者　飯田　幸子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８７号
茨城県常総市本石下4873番地
債務者　倉持　弘美
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９２号
茨城県筑西市松原3400番地２
債務者　大吉　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９３号
茨城県常総市大生郷町3667番地、前住所東京都台東区西浅草２丁目17番６号　さつき荘６号室
債務者　戸塚八重子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９４号
茨城県常総市水海道橋本町3524番地１　キヌリバーサイドヴィラＥ121号室
債務者　佐久川秀夫
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部